

各庁舎のご案内

※赤字は新設または名称に変更が生じた部署です

田無庁舎	
5階	総務部(総務課、職員課、建築営繕課、契約課)
4階	企画部(情報システム課) 市民部(市民税課、資産税課、納税課)
3階	企画部(企画政策課、財政課、公共施設マネジメント課、秘書課、 広報プロモーション課) 議会事務局 監査委員事務局 選挙管理委員会事務局
2階	市民部(市民課、保険年金課)、市民相談室 会計課
1階	健康福祉部(生活福祉課、障害福祉課) 福祉丸ごと相談窓口

保谷庁舎(防災・保谷保健福祉総合センター)	
5階	総務部(危機管理課)
4階	健康福祉部(健康課) 子ども若者部(子ども家庭課(事業庶務係、母子保健係))
1階	市民部(市民課(保谷庁舎総合窓口)) 福祉の相談窓口

保谷東分庁舎	
2階	まちづくり部(都市計画課、住宅課、交通課、建築指導課)
1階	都市基盤部(道路課、用地課、下水道課)

エコプラザ西東京	
2階	みどり環境部(資源循環推進課)
1階	みどり環境部(みどり公園課、環境政策課)

住吉会館ルピナス	
2階	子ども若者部(子ども若者応援課(子ども相談係)、子ども家庭課* (事業庶務係、子ども家庭相談係))
1階	子ども若者部(子ども家庭課(発達支援係)) 生活文化スポーツ部(協働コミュニティ課(人権・男女平等推進係))

*子ども家庭課は、11月に保谷庁舎へ移転予定です。

田無第二庁舎	
5階	生活文化スポーツ部(文化振興課、スポーツ振興課、産業振興課 (農業委員会事務局)、協働コミュニティ課(市民活動・平和推進係))
4階	教育部(教育支援課)
3階	教育部(教育企画課、学務課、教育指導課、地域学習推進課)
2階	子ども若者部(子ども若者応援課、幼児教育・保育課、児童青少年課)
1階	健康福祉部(地域共生課、高齢者支援課)

あんしん暮らし情報

税・保険・年金

国民健康保険から職場の健康保険になった方は手続き

国民健康保険に加入している方が職場の健康保険などに加入した場合は、国民健康保険の脱退(やめる)手続きが必要です。手続きが2年以上遅れた場合、保険料の減額ができなくなることがありますのでご注意ください。

●保険年金課(田無庁舎2階)・市民課総合窓口係(防災・保谷保健福祉総合センター1階)・出張所(市HP)●国民健康保険と職場の健康保険などの内容が分かるもの(資格確認書・資格情報のお知らせなど) ●本人確認書類(免許証・パスポート・在留カードなど顔写真付きのもの。顔写真がない場合は基礎年金番号通知書(年金手帳)・キャッシュカード・診察券などを2点以上) ※郵送可(詳細は市HPへ)

□**手続きできる方** 本人または同一世帯員(別世帯の場合は委任状が必要)

▶保険年金課 ☎042-460-9822

福祉・健康

5月31日は世界禁煙デー

たばこを吸わないことが一般的な社会習慣となるよう、世界保健機関(WHO)によって定められています。この機会に禁煙に取り組んでみませんか。禁煙の相談も受け付け中です。

※たばこのリスクと禁煙の方法の詳細は、市HPへ

▶健康課 ☎042-438-4037



手当助成・補助

在宅で介護をしている方へ 家族介護慰労金を支給

在宅の高齢者を介護する家族の経済的負担を減らし、在宅生活の継続と向上を図るため、家族介護慰労金を支給します。

☑下表の要件を全て満たす高齢者を基準日前1年間以上介護する主たる介護者の方(当該高齢者と同居し、基準日前1年間以上市民税非課税世帯に属する方に限ります) ※基準日：申請日の属する月の前月末日

□介護される高齢者の方の要件

基準日前1年間以上	在住の65歳以上の者で要介護4または5と認定されている 市民税非課税世帯に属している
基準日前1年間	介護保険サービスを利用していない(通算7日間以内の短期入所生活介護または短期入所療養介護の利用を除く) 病院などに延べ90日以上入院をしていない

□慰労金支給額 年額10万円

□申請 12月26日(金)まで(平日のみ)に、介護保険被保険者証・金融機関の口座が分かるものを高齢者支援課(田無第二庁舎1階、防災・保谷保健福祉総合センター1階)へ持参

▶高齢者支援課 ☎042-420-2814



市HP



ゼロカーボンシティの実現へ

地球温暖化対策助成金

申請期間 **6/15(日)▶令和8年1/31(土)**(消印有効)

地球温暖化対策の推進のため、以下の製品を買い換えた方を対象に、購入費の一部を助成します。

※申請は申込順です。受付期間に限らず、予算が無くなり次第、申請の受付を終了します。

	LED照明器具	節水シャワーヘッド
対象者	市民、市内に集合住宅を有する市民、中小企業者 ^{など} (市内に事業所があり、かつ、市内に集合住宅を有する企業 ^{など})、管理組合	市民
助成金額	1台につき5,000円(税抜)以上(ポイント利用・割引を除く)の製品購入で、一律2,500円を助成 ※2台目以降も同様の計算で、上限25万円まで助成	一律3,000円 ※6,000円(税抜)以上(ポイント利用・割引を除く)の製品購入が必要
省エネ基準	蛍光灯照明器具からLED照明器具への買い換えにより、消費電力が下がること	30%以上の節水または1分間当たりの使用水量が、7ℓ以下の節水シャワーヘッド
設置場所	●自らが居住する住宅 ●所有する集合住宅の共用部分または住居部分	—
対象製品	丸型・直管型・コンパクト型 ^{など} ※電球タイプや卓上スタンドのようなコンセントタイプ、ランプのみの交換は対象外	—
申請回数・台数制限	1世帯当たり1回の申請 100台まで申請可	1台のみ1世帯当たり1回の申請
募集要項等配布場所	田無庁舎2階総合案内、防災・保谷保健福祉総合センター1階、エコプラザ西東京、出張所 ^{ほか} (市HP)からもダウンロード可)	
申請方法	電子申請または申請書に必要書類を添えて環境保全課窓口まで持参もしくは郵送 ※窓口は開庁日のみ受付	
注意事項	※設置前後の機器の写真が必要となります。 ※6月15日(日)以降に購入し、設置が完了してから申請してください(4月1日~6月14日に購入した方は助成対象外となりますのでご注意ください)。 ※新規設置の方は対象外となります。 ※部材購入費や設置費用は対象外となります。 ※東京ゼロエミポイントとの併用はできません。	※6月15日(日)以降に購入後、設置が完了してから申請してください(4月1日~6月14日に購入した方は助成対象外となりますのでご注意ください)。 ※新規設置の方は対象外となります。 ※部材購入費や設置費用は対象外となります。

※詳細や必要書類は、市HPまたは募集要項へ必ずご一読いただき、購入・申請をしてください。

▶環境保全課 ☎042-438-4042



市HP